

公立大学法人奈良県立医科大学役員退職手当規程 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に <u>100分の10.4625</u> の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、当該異なる役職ごとの退職の日における基本給月額に <u>100分の10.4625</u> の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年3月1日から施行する。</u></p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に <u>100分の12.5</u> の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、当該異なる役職ごとの退職の日における基本給月額に <u>100分の12.5</u> の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>2 略</p>

* 参考

（公立大学法人奈良県立医科大学役員退職手当規程）（改正前）

（退職手当の支給）

第2条 この規程による退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、役員が退職した日から起算して1カ月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に 100分の12.5 の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、当該異なる役職ごとの退職の日における基本給月額に 100分の12.5 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の退職手当の額は、奈良県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間におけるその者の業績等（以下、「業績評価等」という。）を総合的に勘案し、100分の10の範囲内で、これを増額又は減額することができる。